平成２１年度 第１回 新潟市水道局入札監視委員会　審議概要

| | | |
|---|---|---|
| 開催日及び場所 | 平成２１年８月３日（月）水道局３階　第３会議室 | |
| 内　　容 | １　新委員委嘱状交付<br>２　委員長及び委員長代理の選出<br>３　平成２０年度下半期（平成２０年１０月～平成２１年３月）における発注工事状況等の報告<br>４　指名停止措置について<br>５　報告事項<br>(1) 一般競争入札における各種要件設定について<br>(2) 契約制度の変更（緊急経済対策関連）について<br>(3) 総合評価方式による工事入札の試行について<br>６　当番委員より抽出された工事案件の審議 | |
| 委　　員<br>（委員数　５名）<br>（出席数　５名） | 委員長　阿　部　和　久（大学教授）（出席）<br>委員長代理　板　垣　　剛　（弁護士）（出席）<br>委　員　市　川　賢　吾（無職）（出席）<br>委　員　小　田　茂　達（公認会計士）（出席）<br>委　員　倉　元　正　子（市民団体等）（出席） | |
| 審議対象期間 | 平成２０年１０月　１日　～　平成２１年　３月３１日 | |
| 抽　出　案　件 | １０件（対象工事総件数２０５件） | |
| 制限付き一般競争入札 | ４件 | ①中経２０第　５号　配水管布設工事<br>②中他２０第５７号　仮設配水管布設工事<br>③債秋他２０第１号　配水管布設工事<br>④浄阿施２０第７号　ＩＴＶ設備更新工事 |
| 指名競争入札 | ４件 | ⑤西老２０第１９号　配水管布設工事<br>⑥西他２０第３０号　配水管布設工事<br>⑦秋他２０第３１号　配水管布設工事<br>⑧浄阿施２０第４号　場外天日乾燥床門扉更新工事 |
| 随意契約 | ２件 | ⑨北他２０第１５号　配水管布設工事<br>⑩中改２０第１２２号　舗装工事 |

| 質問・意見 | 回　　答 |
|---|---|
| ・抽出案件①について，34 者申込みに対して 26 者下回りとなった事情。予定価格（積算）の設定に問題はなかったか。 | ・下回り 26 者の入札額が最低制限価格と 2,000 円から 20,000 円の僅差で集中し，落札額との価格差も 9,000 円から 27,000 円しかないことから，最低制限価格付近の熾烈な競争結果と考えられる。予定価格の設定については，厚生労働省の歩掛りを基に積算をおこない問題等はない。 |
| ・抽出事案②について，申込み 22 者中 21 者が下回り，残った１者が落札という結果となり，その落札率が 97.74%と高い事情について。<br><br>・本来あるべきではない落札結果だと思う。このようなことが今後起こらないような制度を検討いただきたい。 | ・下回り者の入札額は，最低制限価格との価格差が 3,000 円から 19,000 円と僅差に集中しており，入れ札の諸経費（間接工事費＋一般管理費等）の対局比は 40%から 90%までばらついており，特段，工事現場の特殊性等による値引き傾向は見られず，熾烈な価格競争が反映されたものと考える。<br>・高率での落札については，結果的に他者が無効となったことによるものと考える。<br><br>・このような事案を避ける事前措置はあるのか難しい部分ではあるが研究していきたい。 |
| ・抽出事案③の入札参加申請が８者と少ない事情について，本来制限付き一般競争入札になじまない案件なのか。８者中６者下回りと無効者が多い事情。 | ・年度末の入札であり，他の機関を含めた受注状況等を検討した上での参加申請の手控えがあったことが推測される。無効者（下回り者）の多い事情については，無効者の入札額と最低制限価格の価格差は 41,000 円から 420,000 円にあり，工事元額からすれば僅差で集中している。諸経費の対局積算比は 30%台１者，40%台３者，80%台２者とばらつき，工事内容や現場の特殊性による値引き傾向はみられず，こちらも企業努力を反映させた積算結果と考える。 |
| ・抽出事案④について，電気工事という特殊性はあるが申込み者が３者と少ない事情。本来制限付き一般競争入札になじまない案件なのか。<br><br>・特殊な工事内容ということで，当初から参加者数を予測できなかったか。 | ・既存のカメラ及び制御機器は日立製であり，他メーカーが設計積算した場合「システムの整合，調整等」が必要になり別途費用が掛ることから参加申請が少なかったと推測される。<br><br>・参加業者が限定されることは否定できないが複数の参加者が推測されれば競争性はあるして制限付き一般競争入札案件とした。 |

| | |
|---|---|
| ・抽出案件⑤について，10 者指名中６者下回りの事情と，指名競争入札としては落札率が81.45%と低かったことから予定価格設定に問題はなかったか。<br><br>・配水管布設工事は，局発注工事として比較的一般的な工事であるがゆえに各業者の積算制度が上がり，その中の少しの価格努力が結果として出たと考えてよいのか。 | ・指名競争入札は落札業者のみが工事費内訳書提出であるため，参加者すべてを分析できないが積算上，諸経費をどう見るかで入札額に各者差異が生じると思われ，履行可能まで諸経費を詰めて積算した結果と推測される。<br>予定価格の設定については厚生労働省の歩掛りを採用し，局独自の基準で積算はおこなっておらず，問題はない。<br><br>・そのため，最低制限価格付近の熾烈な競争であったと推測される。 |
| ・抽出事案⑥，⑦について，10 者指名中辞退５者，10 者中４者辞退と辞退者が多い。辞退者が多くなれば競争という部分で公正性が保ちにくいことから辞退者が多かった事情について。 | ・辞退の確たる理由は不明であるが，業者側の都合を考慮せず一方的に指名を行うことから指名業者の受注状況との関係で，技術者の確保ができない等の理由によるところと推測する。 |
| ・抽出案件⑧について，10 者指名中４者辞退の事情。 | ・この工事の予定価格が事前公表であり，指名業者の積算結果が予定価格以上となったことが理由の主なものである。局積算にあたっては，複数業者の仮見積もりの中から最低額を設計に反映させていることからタイトな設計となる。 |
| ・抽出事案⑩について，舗装工事を随意契約とする特殊性はあったのか。 | ・当局工事を受注した業者が舗装工事のみを残し倒産したことから，工程調整や現場管理上の効率化，円滑化が期待できることから競合する北陸ガスの舗装工事請負者と随意契約することとした。 |
| （その他）<br>・次回の抽出案件を市川委員に委任。<br>・次回は平成２１年１１月頃に開催予定。 | |